

大阪府支部における 公務災害防止事業

大阪府支部では、各団体へ積極的に働きかけ、公務災害防止につながる事業を実施しています。

＜訓練時の怪我を防ぐための医学的見地からの予防＞

令和6年11月22日、大阪府警察本部と共に、術科訓練に参加する警察官(10~60代までの全世代)の訓練中の怪我(スポーツ事故)を防ぐため、医学的見地からの予防についての理解を促すことを目的とした事業を実施しました。

スポーツドクターの実技を交えた講義により、訓練時の怪我予防、予防に効果的な部位別ストレッチ方法、怪我の再発防止等について学びました。



今回の内容

- 1 : 傷害（外傷・障害）総論
- 2 : 予防医学的観点→ストレッチ・休息・栄養
- 3 : 代表的傷害のポイント（肩関節・肩鎖関節脱臼、肘関節脱臼、手関節捻挫、膝関節前十字靱帯損傷、膝関節半月板損傷、足関節捻挫）
- 4 : MRI
- 5 : 熱中症

※実技（ダイナミックプレバレーション）



<ハラスメント防止研修>

令和7年2月19日及び20日、羽曳野市と共に、法令で防止が規定されているセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを中心に、ハラスメントの根本原因を理解し、職員一人ひとりがハラスメントの加害者にならないために、もしくは、被害を未然に防いだり深刻にしたりしないために、具体例を用いて取るべき行動を学ぶための研修を実施し、それぞれの立場で、積極的にハラスメントのない良好な職場環境作りを目指す意識を醸成しました。



ハラスメントとは

ハラスメント＝「いやがらせ、いじめ」

他者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益・脅威を与えることを指す。

- ✓ 2020年6月よりパワハラの法規制が開始
 - モラルの問題からコンプライアンスの問題へ
 - ルールを知らないでは済まされない問題へ
- ✓ 公務組織の特異性への対応が必須
 - 外部流動性が少ない集団である
 - 外部の変化に気付きづらい傾向がある



ハラスメントは人権を侵害し、能力発揮の障害となり、個人のみならず組織に甚大な被害を与える行為です。